

ごみ集積所でも「不法投棄」は犯罪です

令和2年2月

赤坂自治会

- ・ごみ集積所は「決められた日」に「決められたもの」を出す場所です。
 - ・特に「市で収集しないもの」を出すと「不法投棄」になります。(添付便利帳4ページ参照)
 - ・「不法投棄」は犯罪で、**5年以下の懲役または1000万円以下の罰金**に処せられます。
 - ・出されたものは市では回収しないので、**テレビやパソコンなど「処分」ができません。**
- 間違っ出た場合は、すみやかに持ち帰ってください。



令和2年1月29日 集積所G テレビ



令和元年8月28日 集積所B テレビ・パソコンなど

ごみは沼津市の「ごみの出し便利帳」にしたがって正しく出しましょう。

- ・便利帳が必要な方は、各自で市役所あるいは各地区センターでもらってください。
(最新版は令和元年10月作成ですが、以前のものとあまり変わってはいません)
本回覧に添付の便利帳そのものでよいから欲しいという方は、**組長に言って回覧後に貰ってください。**
- ・便利帳の内容は**ごみ分別無料アプリさんあーる**でも確認できますので、インストールして活用して下さい。
- ・分別が不十分なものや、異なる日(資源と埋め立てごみ など)に出されるものが目立ちます。
- ・傘のように「骨」と「布」に分けて出すものもあります(骨入り座椅子の「骨」と「中身・カバー」など)。

小型家電の回収 (貴金属やレアメタルなどを回収しています)

- ・以下の10品目の小型家電は市役所や各地区センターの回収ボックスで回収しています。
携帯電話、ノートパソコン、デジタルカメラ、ビデオカメラ、小型ゲーム機
デジタルオーディオプレーヤー、CD・MDプレーヤー、カーナビ、USBメモリー、電子辞書

添付資料 ちらし ごみ分別無料 アプリさんあーる をご利用ください
冊子 沼津市 ごみの出し便利帳 令和元年10月作成